

# 平成18年度から 税率や納期が変わります



## ～ 国民健康保険税 ～

### 国民健康保険制度って？

国民健康保険制度は、加入者の皆さんが、病気やケガなどで医療機関等の診療を受けたときに、医療費の一部（1割～3割）を負担するだけで済むように、加入者全員で支え合う制度です。

残りの医療費（7割～9割）は、加入者の皆さんに納めていただく国民健康保険税と国や県、町からの負担金などで賄われています。

### どうして改正なの？

広報しらおか12月号でお知らせしたとおり、町の国民健康保険の医療費は、医療技術の高度化や、加入者の高齢化などにより増加していますが、国民健康保険税の収入は医療費の支出に見合うほど伸びていません。

そのため、皆さんの医療費を賄いきれないので、国民健康保険税の税率を改正させていただくものです。

このような事情をご理解いただき、ご協力をお願いします。

### どのように改正されるの？

#### 1. 税率が変わります

医療分（すべての国保加入者に課税されます）

区分		改正前	改正後
所得割	前年の総所得金額から33万円を控除した額の	8.4%	8.7%
資産割	その年の固定資産税額（土地及び家屋に係る分）の	37.9%	35.0%
均等割	加入者1人につき	19,200円	21,000円
平等割	1世帯につき	19,800円	19,800円 （改正はありません）

上記4つの合計額が各世帯の1年間の税額です

介護分（40歳以上65歳未満の国保加入者に課税されます）

区分		改正前	改正後
所得割	前年の総所得金額から33万円を控除した額の	0.75%	1.2%
均等割	加入者1人につき	7,800円	10,800円

上記2つの合計額が各世帯の1年間の税額です

#### 2. 納期及び納期限が変わります

国民健康保険税は、計算の基になる世帯の前年の所得が6月まで確定しないことから、例年、8月の『本決定』までの間、1期分と2期分を『仮決定』とし、賦課していました。

平成18年度からは『仮決定』をなくし、世帯の前年の所得が確定した後の7月に『本決定』をして、1年分の国民健康保険税を賦課することとしました。

また、納期の回数を6回から8回に増やしました。

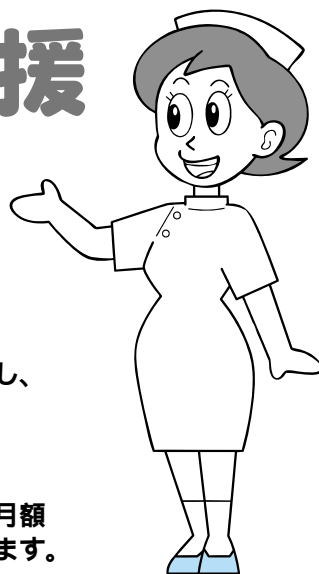
#### 納期及び納期限の変更

改正前	1期	2期	3期	4期	5期	6期
	4月末日	6月末日	8月末日	10月末日	12月25日	2月末日



改正後	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月25日	1月末日	2月末日

# 精神障害者通院医療費 公費負担制度が「自立支援 医療制度」に変わります



## 制度の概要

現在の更生医療、育成医療及び精神通院医療費公費負担制度の3つの制度を一元化し、共通の仕組みで、社会全体で費用を支えあうことを目的とした制度です。

## 利用者負担額について

かかった医療費の原則一割を負担することになりますが、「世帯」の所得に応じて月額  
の負担上限が設けられます。また、一定以上の所得がある場合は給付の対象外となります。

### 自立支援医療の自己負担額

生活保護世帯	一定所得以下 市町村民税非課税世帯		中間的な所得 市町村民税額（所得割）		一定所得以上
	低所得 1	低所得 2	2万円未満	2万円以上 20万円未満	20万円以上
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	医療保険の自己負担上限額		公費負担対象外
			「重 度 か つ 継 続」		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

■ は1割負担です。

「低所得1」とは、市町村民税非課税世帯であって、障害者本人の収入が80万円以下であるかたが該当します。

「低所得2」とは、「低所得1」以外の市町村民税非課税世帯のかたが該当します。

自立支援医療制度における「世帯」とは、医療保険単位で認定するため、住民票とは異なります。例えば、異なる医療保険に加入している家族は別「世帯」になります。

「重度かつ継続」については、現在通院中の主治医にお尋ねください。

## 有効期間について

有効期間は1年となります。

## 利用できる医療機関について

自立支援医療の指定を受けた医療機関しかご利用できません。

現在、ご利用中の医療機関については、引き続きご利用いただけます。

## 新しい制度への移行時期について

平成18年4月1日から始まります。旧「患者票」に代わって、新たに「医療受給者証」が交付されます。

## 注意事項

現在、精神通院医療費公費負担制度を受給しているみなさんは、3月までに新しい制度への変更手続きが必要となります。

手続きに必要なもの等については、福祉課または受診中の医療機関までお問い合わせください。

なお、2月末までに、まだ手続きをされていないかたには、埼玉県から案内が直接ご自宅へ送付されます。送付を希望されないかたは、福祉課までご連絡ください。

申込み・問合せ先 福祉課障害者福祉係 内線163・164